

受託者賠償責任保険

令和3年10月以降保険始期用



MS&AD INSURANCE GROUP

受託者 賠償責任保険



お客さまから預かる大切な品々。万全の防災体制でお客さまの信頼にお応えのことと存じます。しかし、思わぬ事故はいつ起きるかわかりません。

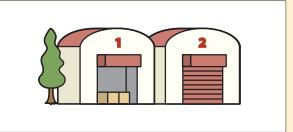
万一の際に備えて当社の受託者賠償責任保険をご検討ください。

受託者賠償責任保険とは

他人から預かった物(受託物)をあらかじめ定めた倉庫や建物等の施設内で保管している間に、その受託物が火災や取扱いの不注意により壊れたり、汚れたり、あるいは盗難にあったりしたために、被保険者(補償の対象となる方)が預け主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

次のような事業のお客さまにおすすめいたします。

●倉庫業・手荷物預り所のように他人の物品を保管することが 専門の事業



●各種受託加工業者や修理等のために他人の物品を保管する事業



●展示会場の主催者やホテル等のように事業の一部として 他人の物品を保管する事業



※ガレージ業、自動車修理業等受託物が自動車である場合や、 クリーニング業、運送業の受託貨物については、この保険 の対象となりませんので別途ご相談ください。

次のような事故を補償します。

●お客さまからの預り品を破損してしまった。



●クロークで預かったお客さまのコートを紛失してしまった。



●倉庫で火災があり、お客さまからの預り品を焼失してしまった。



●修理のため預かったお客さまのカメラが盗難にあった。



お支払いする保険金および費用保険金のご説明

賠償責任保険普通保険約款、受託者特別約款、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)をご説明します。詳細につきましては、 普通保険約款、受託者特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1.基本契約(普通保険約款、特別約款および自動的にセットされる主な特約)の補償内容

次のいずれかに該当する間かつ保険期間中に発生した被保険者(注1)が管理または使用する受託物の損壊(注2)について、受託物につき正当な権利を有する者に対し、被保険 者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(1)保険証券記載の保管施設内に保管されている間 (2)保険証券記載の目的に従って、保管施設外で管理されている間

(注1)この保険の被保険者(補償の対象となる方)は次のいずれかに該当する者をいいます。

①記名被保険者(保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいいます) ②記名被保険者が法人である場合には、その理事、取締役またはその法人の業務を執 行するその他の機関 ③記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員 ④記名被保険者の使用人 ⑤記名被保険者が自然人であ る場合には、記名被保険者の同居の親族

上記②から⑤までに規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。

(注2)財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。

お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額

【お支払いの対象となる損害の範囲】

①損害賠償金

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み ます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。

事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

③権利保全行使費用

事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

4緊急措置費用

事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を 講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用

⑤協力費用

当社が損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当社に協力するために要した費用

⑥争訟費用

損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしく は行使に必要な手続をするために要した費用

【お支払いする保険金の額】

1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。

①損害賠償金 十 ②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用 — 基本契約の免責金額(自己負担額)

また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する 割合を乗じて、お支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

【次に該当する物の損壊】

・貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型、その他これらに準ずる物・土地およびその定着物(建物、立木 ・動物、植物等の生物 ・船舶(ヨット、セールボート、モーターボート等を含みます。) 等をいいます。) 【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】

・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任・被保険者 と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反 乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ・液体、気体または固体の排出、流出またはいっ出に起因 する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 ・原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供される ラジオ・アイソトープ (ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。 ・石綿(アスベスト)、石綿の代 替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約)・直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害 賠償責任。ただし、サイバー攻撃の結果、火災、破裂・爆発によって生じた受託物の損壊に起因する損害賠償責任を除きます。・保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と 世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任・被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または 私的な目的で使用する受託物の損壊に起因する損害賠償責任 ・受託物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害賠償責任 ・屋根、樋、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による受 託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの部分が不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から入る雨または雪等に起因する損害賠償責任を除きます。 ・受託物が寄託者または貸 主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任 ・受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)に 起因する損害賠償責任 ・受託物に対する修理(点検を含みます。)または加工(受託物に作業を施して精度を高めたり、受託物の形状、色、用途または性質などを変えることをいいます。)に起因する受託物の 損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。・受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはそ の他これらに類似の事由に起因する損害賠償責任 ・保管施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容 物の漏出、いっ出による受託物の損壊に起因する損害賠償責任・冷凍・冷蔵装置(これらの付属装置を含みます。)の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊に起 因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって、火災または爆発が発生した場合を除きます。 ・受託物の使用不能に起因する損害賠償責任(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。) など

2.主な特約と補償内容

主な特約とその概要は下記のとおりです。

特約名	特約の概要
漏水補償特約 (受託者用)	基本契約で対象とならない、受託物が、給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出により損壊したことにより、受託物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ※この特約をセットする場合には、別に定める保険料を払込みいただくことになります。
保管危険限定補償特約	保管施設内に保管されている間または保管施設内での保管(荷役作業を含みます。)に付随して運送(積込みもしくは積卸し作業または積卸し後の荷役作業を含みます。)されている間の受託物の損壊に限り、保険金をお支払いします。また、基本契約の保険金をお支払いできない主な場合のほか、次のいずれかに該当する損害に対しても保険金を支払いません。 ①受託物を使用している間に発生した受託物の損壊に起因する損害 ②受託物を組立、解体、分解、設置または据付(設置または据付には試運転を含みます。)している間に発生した受託物の損壊に起因する損害 ③受託物を検査、整備、点検、メンテナンスまたは梱包・包装している間に発生した受託物の損壊に起因する損害
借用戸室特約 (個別契約用) (包括契約用)	借用戸室(注1)が、被保険者(注2)の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により損壊した場合において、被保険者がその借用戸室についてその貸主(転貸人を含みます。以下同様とします。)に対して法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ①火災 ②破裂または爆発 ③給排水設備(スプリンクラー設備およびスプリンクラー装置を含みます。)に生じた事故に伴う漏水、放水またはいっ水 (注1)建物のうち、被保険者が社宅、事務所または店舗(工場および倉庫を除きます。)として借用している保険証券に記載されたすべての戸室 (戸室内に収容されている家財または代器その他の備品等の動産を除きます。)をいいます。 (注2)借用戸室の賃借人とし、借用戸室を使用または管理する被保険者の役員および従業員は含みません。 ※この特約をセットする場合には、別に定める保険料を払込みいただくことになります。

お支払条件の設定方法について(1事故支払限度額・免責金額)

1事故支払限度額(ご契約金額)は受託物の時価(同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額をいいます)を 基準として、受託保管が予想される最高額でお決めいただきます。免責金額は1事故につき5,000円以上となります。例えば予想最高保管額が1,000万円の場合、 支払限度額は「1事故1,000万円、保険期間中1,000万円」、免責金額は「1事故5,000円」のように設定していただきます。

ご注意いただきたいこと

複数のご契約があるお客さまへ(補償が重複する可能性のある特約のご注意)

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

保険料の払込方法について

ご契約時の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります。また、代理店・扱者によっても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただきます(注)。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(注)ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。

事故が起こった場合

<事故が起こった場合の手続き>

- ・事故が起こった場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ・この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

<示談にあたって>

受託者賠償責任保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター



事故が起こった場合は、 遅滞なく代理店・扱者 または右記までご連絡 ください。

0120-985-024

24時間365日受付

※IP電話からは0276-90-8852 (有料)におかけください。※おかけ間違いにご注意ください。

共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。

- ●このパンフレットは「賠償責任保険普通保険約款」「受託者特別約款」および各々の「特約」で構成された「受託者賠償責任保険」の概要を説明したものです。 ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。詳しくは「普通保険約款・特別約款・特別集」を ご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、 保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください (保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。 ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせ ください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。
- ●契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1 TEL:03-5424-0101(大代表) https://www.aioinissaydowa.co.jp/